

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 28 年6月 10 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 10件

国民年金関係 6件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500906号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600049号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、平成18年8月1日から平成20年7月1日までの期間及び同年8月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成18年8月及び同年9月は26万円を32万円、同年10月は26万円を30万円、同年11月から平成19年4月までは26万円を32万円、同年5月は26万円を28万円、同年6月及び同年7月は26万円を32万円、同年8月は26万円を28万円、同年9月は26万円を34万円、同年10月は26万円を30万円、同年11月から平成20年6月までの期間及び同年8月は26万円を34万円、同年9月から同年11月までは26万円を28万円とする。

平成18年8月から平成20年6月までの期間及び同年8月から同年11月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年8月から平成20年6月までの期間及び同年8月から同年11月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のB社における請求期間のうち、平成20年12月1日から平成21年1月1日までの期間、同年2月1日から同年3月1日までの期間、同年4月1日から同年5月1日までの期間及び同年6月1日から平成22年5月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成20年12月は26万円を32万円、平成21年2月は26万円を28万円、同年4月は26万円を34万円、同年6月は26万円を28万円、同年7月及び同年8月は26万円を34万円、同年9月から同年11月までは24万円を26万円、同年12月は24万円を28万円、平成22年1月及び同年2月は24万円を26万円、同年3月は24万円を28万円、同年4月は24万円を26万円とする。

平成20年12月、平成21年2月、同年4月及び同年6月から平成22年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年12月、平成21年2月、同年4月及び同年6月から平成22年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年8月1日から平成20年12月1日まで
② 平成20年12月1日から平成22年9月21日まで
A社及びB社における給料は、売上げに応じた歩合制により支給されていた。

請求期間の各月の給与明細書を見ると、「給与」と「概算賞与」の各項目に支給額と厚生年金保険料控除額がそれぞれ記されているが、標準報酬月額には、毎月支給された「概算賞与」額が反映されていない。

所持している給与明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、請求者は、当該期間の各月に支給された概算賞与が、標準報酬月額に反映されていないとして、標準報酬月額に係る記録訂正を求めているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、当該期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間①のうち、平成18年8月1日から平成20年7月1日までの期間及び同年8月1日から同年12月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により、請求者は、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①のうち、平成18年8月から平成20年6月までの期間及び同年8月から同年11月までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年8月及び同年9月は32万円、同年10月は30万円、同年11月から平成19年4月までは32万円、同年5月は28万円、同年6月及び同年7月は32万円、同年8月は28万円、同年9月は34万円、同年10月は30万円、同年11月から平成20年6月までの期間及び同年8月は34万円、同年9月から同年11月までは28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①のうち、平成18年8月1日から平成20年7月1日までの期間及び同年8月1日から同年12月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の内容を誤って、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②のうち、平成20年12月1日から平成21年1月1日までの期間、同年2月1日から同年3月1日までの期間、同年4月1日から同年5月1日までの期間及び同年6月1日から平成22年5月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により、請求者は、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間②のうち、平成20年12月、平成21年2月、同年4月及び同年6月から平成22年4月までに係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成20年12月は32万円、平成21年2月は28万円、同年4月は34万円、同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は34万円、同年9月から同年11月までは26万円、同年12月は28万円、平成22年1月及び同年2月は26万円、同年3月は28万円、同年4月は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②のうち、平成 20 年 12 月 1 日から平成 21 年 1 月 1 日までの期間、同年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間、同年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間及び同年 6 月 1 日から平成 22 年 5 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の内容を誤って、社会保険事務所に提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間①のうち、平成 20 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間並びに請求期間②のうち、平成 21 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間、同年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間、同年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間及び平成 22 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、請求者から提出された給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため訂正は認められない。

また、請求期間②のうち、平成 22 年 8 月 1 日から同年 9 月 21 日までの期間については、請求者は、当該期間に係る給与明細書を保管していない上、B 社からは、請求者の請求期間②に係る賃金台帳等の提出が無いことから、請求者の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②のうち、平成 22 年 8 月 1 日から同年 9 月 21 日までの期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②のうち、平成 22 年 8 月 1 日から同年 9 月 21 日までの期間について、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500670号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600016号

第1 結論

昭和44年3月から昭和52年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年3月から昭和52年2月まで

65歳を過ぎた頃、年金相談のために年金事務所を訪ねたところ、結婚していた頃に納付していた国民年金保険料の納付記録が無いことが分かった。

私は、国民年金の加入手続を行ったことも国民年金保険料を自分で納付したことも無いが、請求期間当時、A県B市において、元妻が集金人に国民年金保険料を納付していたのを見たことがある。

また、請求期間の国民年金保険料について、元妻は、「あなたの国民年金保険料は、私自身の国民年金保険料と一緒に払っていた。結婚しているのに、夫の分は払わずに私の分だけを払うことは無い。」と言っている。

請求期間の国民年金保険料は、元妻が納付しており、未納とされていることは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る国民年金保険料について、請求者の元妻は、自身の分と一緒に納付した旨陳述している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号の払出しを受ける必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の元妻の国民年金手帳記号番号は、昭和44年1月21日にB市において払い出されている一方、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和58年2月1日に、B市ではなくC県D市において払い出されていることが確認でき、同番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は、昭和58年1月頃に行われたことが推認できる。この場合、当該加入手続が行われるまで請求者は国民年金に加入しておらず、請求者の元妻は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料と一緒に納付することはできない。

また、前述の加入手続時点(昭和58年1月頃)において、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより、複数の読み名で氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、B市における国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求期間は8年と長期間であり、複数年度にわたる国民年金保険料の納付記録が全て欠落することは考え難い上、請求者の元妻が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民

年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500870号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600017号

第1 結論

平成3年4月から平成5年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年4月から平成5年3月まで

私は、20歳当時は学生で、A県B市から国民年金に関するハガキが送付されたので、平成3年4月頃に、母が、学生であるための免除項目にチェックを入れて返送してくれた。

その後、市役所から何の応答もなかったことから、請求期間については、国民年金保険料の申請免除期間とされていると思っていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成3年4月頃に、請求者の母がB市役所に対して行った行為によって、請求者の国民年金加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の免除申請が行われたものと思っていた旨主張している。

しかしながら、請求期間に係る国民年金保険料の免除申請を行うためには、国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるところ、国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより複数の読み名による氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、B市及び請求者が当時居住していたと陳述するC県D市における国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。この場合、請求期間は国民年金の未加入期間であり、請求者は、国民年金保険料の免除申請を行うことができない。

また、請求期間当時、国民年金保険料の免除申請は、毎年、市区町村において行う必要があり、免除申請がなされた場合は、その承認又は却下について被保険者に通知する取扱いとなっているが、請求者は、免除申請手続に関与しておらず、当該手続を行ったとされる請求者の母は、国民年金保険料免除申請承認通知書を受け取った記憶は無い旨陳述している。

さらに、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501010号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600018号

第1 結論

昭和49年3月から同年12月までの請求期間及び平成6年4月から平成8年10月までの請求期間については、付加保険料を含む国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和49年3月から同年12月まで
② 平成6年4月から平成8年10月まで

私が20歳になった昭和49年*月頃、父が、組合の方を通して、私の国民年金の加入手続と付加年金の申出を行った。

請求期間①の付加保険料を含む国民年金保険料は、父が、自営する商店に来ていた組合の方に、母と私を含めた3人分を一緒に納付していた。また、請求期間②の付加保険料を含む国民年金保険料についても、父が、同店に来ていた同組合の方に私と妻の二人分を納付していた。

請求期間①及び②当時、組合の方が、付加保険料を含む国民年金保険料を強制的に徴収していたはずなので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、「父が、母と私を含めた3人分の国民年金保険料を一緒に納付してくれていた。」旨陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者の父及び母は、請求期間①の国民年金定額保険料を納付済みである。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和51年6月にA県B市C地区において払い出されており、請求者に係るD組合の加入日から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は同年6月頃に行われたものと推認でき、このことは、昭和49年*月頃に国民年金の加入手続を行ったとする請求者の陳述と符合しない。

また、請求者に係る国民年金被保険者台帳(以下「特殊台帳」という。)によると、請求期間①直後の昭和50年1月から昭和51年6月までの期間の国民年金保険料について、昭和52年度に納付催告が行われ、昭和52年11月に過年度納付されていることが確認できる。この場合、当該過年度納付時点において、請求期間①の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、請求者に係る特殊台帳の摘要欄には、付加保険料の納付申出が昭和59年4月1日に行われたことを示す「付加入59.4.1」の記載があり、請求者に係るB市C地区の国民年金被保険者名簿を見ても、同日に付加保険料の納付申出が行われたことが記載されている。このことは、昭和49年*月頃に付加年金の申出を行ったとする請求者の陳述とも符合しない。

加えて、請求期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより各種の読み名で氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿において、請求者の住所地であるB市C地区で払い出された国民

年金手帳記号番号を視認により縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

次に請求期間②について、請求者は、「父が、私と妻の二人分の付加保険料を含む国民年金保険料、国民健康保険料及び組合費をまとめて組合の方を通して納付していた。」旨陳述している。

しかしながら、請求者及びその妻に係るB市C地区の国民年金被保険者名簿を見ると、余白欄には、請求期間②の期首となる平成6年4月1日にD組合を脱退したことを示す、「D脱退6.4.1」と記されていることが確認できる上、D組合の関連資料を継承したE組合は、「D組合は、平成6年*月*日付けで解散し、請求期間②当時、国民年金保険料を徴収していない。」旨回答している。この場合、請求期間②の国民年金保険料について、請求者の父が、請求者及びその妻の二人分を納付していた事情は見当たらない上、オンライン記録によると、請求者の妻も請求期間②は未納であることが確認できる。

また、請求者及びその妻に係るオンライン記録によると、請求期間②直後の平成8年11月から平成10年3月までの国民年金保険料が、同年12月14日に過年度納付されていることが確認できるところ、当該過年度納付時点では、請求期間②の国民年金保険料は時効により納付することができない。

このほか、請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる請求者の父は既に亡くなっていることから、当該期間当時の事情について確認することができない上、請求者の父が当該期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501011号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600019号

第1 結論

昭和51年1月から昭和55年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

平成6年4月から平成8年10月までの請求期間については、付加保険料を含む国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和51年1月から昭和55年11月まで
② 平成6年4月から平成8年10月まで

請求期間①について、私が20歳になった昭和51年*月頃、実父が、私の国民年金の加入手続きを行い、実母と私を含めた3人分の国民年金保険料と一緒に納付してくれた。

請求期間②について、昭和59年4月の結婚を契機に、義父が、私の付加年金の申出を行い、当該期間の付加保険料を含む国民年金保険料は、自営する商店に来ていた組合の方に、私と夫の二人分を納付してくれた。

請求期間①当時の具体的な納付状況は不明であるが、実父から、私の国民年金保険料を納付していると聞いたことを覚えている。また、請求期間②当時、組合の方が、国民年金保険料を強制的に徴収していたはずであるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、「父が、母と私を含めた3人分の国民年金保険料と一緒に納付してくれた。」旨陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者の父及び母は、請求期間①の国民年金保険料を納付済みである。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和59年4月にA県B市C地区において婚姻後の姓で払い出されており、請求者に係るD組合の加入日から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続きは同年4月頃に行われたものと推認でき、このことは、昭和51年*月頃に国民年金の加入手続きを行ったとする請求者の陳述と符合しない。

また、前述の国民年金に係る加入手続き時点(昭和59年4月)において、請求期間①の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

さらに、請求期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより各種の読み名で氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿において、請求者の住所地であるB市C地区で払い出された国民年金手帳記号番号を視認により縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者は、国民年金の加入手続き及び請求期間①に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる請求者の父は既に亡くなっていることから、当該期間当時の事情について確認することができない。

次に請求期間②について、請求者は、「義父が、私と夫の二人分の付加保険料を含む国民年金保険料、国民健康保険料及び組合費をまとめて組合の方を通して納付してくれた。」旨陳述している。

しかしながら、請求者及びその夫に係るB市C地区の国民年金被保険者名簿を見ると、余白欄には、請求期間②の期首となる平成6年4月1日にD組合を脱退したことを示す、「D脱退6.4.1」と記されていることが確認できる上、D組合の関連資料を継承したE組合は、「D組合は、平成6年*月*日付けで解散し、請求期間②当時、国民年金保険料を徴収していない。」旨回答している。この場合、請求期間②の国民年金保険料について、請求者の義父が、請求者及びその夫の二人分を納付していた事情は見当たらない上、オンライン記録によると、請求者の夫も請求期間②は未納であることが確認できる。

また、請求者及びその夫に係るオンライン記録によると、請求期間②直後の平成8年11月から平成10年3月までの国民年金保険料が、同年12月14日に過年度納付されていることが確認できるところ、当該過年度納付時点では、請求期間②の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、請求者は、請求期間②に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる請求者の義父は既に亡くなっていることから、当該期間当時の事情について確認することができない。

このほか、請求者の父が請求期間①の国民年金保険料、また、請求者の義父が請求期間②の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500902号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600020号

第1 結論

昭和41年5月から昭和43年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年5月から昭和43年5月まで

私は、長女が小学校に入学した昭和41年の5月頃に、A県B市役所において、国民年金の任意加入手続を行った。その際、同市の職員から、「国民年金保険料は集金に行きます。国民年金手帳が無いので、できたら電話しますから、領収証書を持っておいってください。」と言われた。

その後、国民年金保険料の集金に、女性のCさんが来てくれたので、3か月ごとに水道料金と一緒に納付し、その都度、領収証書を受け取った。

昭和42年5月頃に、市役所から、国民年金手帳ができたので、今までの領収証書を全部持ってくるようにと電話があり、領収証書を持って市役所に出向き、国民年金手帳を受け取った。そのときに、国民年金手帳の年度が間違っていることを指摘したが、少し待たされた後、窓口の職員に、「この手帳は関係ないので、しまっておいてください。」と言われ、そのまま持ち帰った。また、市役所庁舎の建替工事が行われており、当時の庁舎は、黒い瓦屋根の普通の住宅のような建物だったことも記憶している。

請求期間当時の状況について、近所の知人3人が証言してくれるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和41年5月頃にB市役所において国民年金の任意加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を集金人に納付した旨陳述している。

しかしながら、国民年金の加入手続が行われた場合に払い出される請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和43年6月5日に、B市において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、このことは、請求者の陳述と符合しない。

また、請求期間当時、請求者の夫は厚生年金保険の被保険者であることから、請求者は、国民年金の任意加入対象者となり、遡って国民年金被保険者資格を取得することができないところ、請求者に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及びB市の国民年金被保険者名簿を見ると、双方に、昭和43年6月5日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得したことが記載されており、請求者が所持する国民年金手帳を見ると、同日に国民年金に任意加入したことが記載されている。この場合、請求期間は国民年金に加入していない期間であり、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより複数の読み名で氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、B市における払出番号の縦覧調査を行ったが、請

求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者は、昭和 42 年 5 月当時、市役所庁舎は建替工事が行われており、黒い瓦屋根の庁舎において国民年金手帳を受け取った旨陳述しているが、B 市は、その当時には市役所庁舎の建替工事を行っていないと回答しており、このことも、請求者の陳述とは符合しない。

なお、請求者は、請求期間当時の事情について知人 3 人の証言書を提出しており、当該 3 人のうち、連絡が取れた 1 人から、請求期間当時の状況を聴取したところ、当該知人は、C 姓の集金人が国民年金保険料を集金していた旨陳述しているが、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる陳述は無い。

また、請求者は、B 市役所から交付された国民年金手帳には、間違いや訂正印の無い訂正がなされている旨陳述しているところ、請求者が所持する国民年金手帳を見ると、複数の訂正箇所等が見受けられる。しかし、当該訂正の状況は、請求者が昭和 41 年 5 月から国民年金に加入していたことをうかがわせるものではなく、当該事情をもって、請求期間の国民年金保険料が納付されていたものと認めることはできない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501004号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600021号

第1 結論

昭和47年8月から昭和48年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年8月から昭和48年3月まで

国民年金の加入手続について、詳細は分からないが、母が行ってくれたと思う。

請求期間の国民年金保険料については、母が、自宅に来ていた集金人に家族の分と一緒に納付してくれた。

母が私の国民年金保険料のみを納付しなかったとは考えられないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料は、請求者の母が家族の分と一緒に集金人に納付してくれた旨陳述している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和48年7月18日に、A県B町(現在は、C町)において払い出されており、同番号前後の任意加入被保険者の資格取得日などから判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は同年6月頃に行われたものと推認できる。この場合、当該加入手続時点まで請求者は国民年金に加入していないことから、請求者の母は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を家族の分と一緒に集金人に現年度納付することができず、このことは、請求者の陳述と符合しない。

また、前述の加入手続時点(昭和48年6月頃)において、請求期間の国民年金保険料を納付する場合、遡って過年度納付することになるが、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる請求者の母は既に亡くなっていることから、請求期間当時の具体的な状況が不明である。

さらに、請求者の陳述どおりに請求期間の国民年金保険料を納付するためには、前述とは別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりB町における払出番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者の母が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500992号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600050号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年11月1日から平成22年1月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうちの請求期間について、標準報酬月額が、実際の給与月額よりも低額の9万8,000円と記録されている。

請求期間においてA社の代表取締役であったが、社会保険に係る事務は、担当の取締役(社会保険事務を委託していた会計事務所の職員)に任せており、当該事務に一切関与していないので、請求期間に係る標準報酬月額を実際の給与支給額に見合う額に見直しを希望する。

第3 判断の理由

1 A社に係る商業登記簿謄本によると、請求者は、請求期間を含む昭和50年6月2日(設立時)から平成23年6月28日(破産手続廃止の決定確定日)まで、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、請求期間のうち、平成5年11月1日から平成7年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、平成5年11月から平成6年9月までは53万円、同年10月から平成7年9月までは50万円と記録されていたところ、平成7年10月4日付けで、平成5年11月1日に遡って9万8,000円に減額処理されていることが確認できる。

一方、請求者は、「自らの標準報酬月額を遡及して減額する手続に関与した記憶は無く、A社の経理及び社会保険に係る事務は、会計事務所に委託しており、当該会計事務所の担当者は当社の取締役でもあったので、同人が当該事務の全てを担当していた。」旨陳述しているが、当該会計事務所の所長は、「A社に係る請求期間当時の資料は現存しない上、同社を担当していた者も死亡しているため、当時の事情は分からない。しかし、社会保険に係る手続には代表者印が必要であり、当事務所の担当者が顧問先の社長と相談することなく、標準報酬月額を遡及して減額する手続を行うことはあり得ない。」旨陳述している。

また、年金事務所から提出されたA社に係る滞納処分票によると、前述の遡及減額処理が行われた当時、同社は厚生年金保険料を滞納していたことが認められるところ、当該滞納処分票の事跡欄を見ると、前述の遡及減額処理の数日前の平成7年9月28日に、「代表者来所、不況による売り上げ低下のため、代表者ほか1名について、降給していたが月額変更届未提出との申出により、届出受理す。」との記載が有ることから、同社の代表取締役であった請求者が、当該遡及減額訂正の届出に関与していたと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の当該期間におけ

る標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 請求期間のうち、平成13年1月1日から平成15年1月1日までの期間及び平成17年1月1日から平成22年1月1日までの期間について、請求者から提出された給与所得の源泉徴収票等に記されている給与支払額及び社会保険料の控除額から、請求者が、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額（9万8,000円）を超える報酬月額の支払を受け、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことがうかがえる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第1項ただし書において、「特例対象者（請求者）が、請求対象事業所の事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない。」旨規定されているところ、請求者は、前述の商業登記簿謄本によると、請求期間を通じてA社の代表取締役であり、前述の滞納処分票の事跡欄には、平成3年4月から平成21年12月までの間に、社会保険事務所（当時）の職員が同社の代表者と滞納保険料について、再三協議している旨の記載が確認できる上、請求者が自ら、「社会保険事務所に出向き、滞納金について、何度か社会保険事務所の職員と話したことがある。」旨陳述していることを踏まえると、請求期間当時において同社の代表取締役であった請求者が、自らの給与から控除した厚生年金保険料額と、社会保険事務所に届出した報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額とが相違していることを知り得なかったとは考え難い。

これらのことから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間について、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

- 3 請求期間のうち、平成7年10月1日から平成13年1月1日までの期間及び平成15年1月1日から平成17年1月1日までの期間について、A社の代表取締役であった請求者は当該期間に係る給与明細書及び賃金台帳等を保管していない上、前述の会計事務所は同社に係る資料を保存していない旨回答していることから、請求者の当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求者の当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500972号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600051号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年9月から平成15年3月まで

請求期間について、「ねんきん定期便」に記載されている保険料納付額が、給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料額より低い額となっている。請求期間の標準報酬月額を給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録において、請求者が請求期間に厚生年金保険の被保険者及び厚生年金基金の加入員であることが確認できることから、請求者は、請求期間において、国に納付する厚生年金保険料及び厚生年金基金に納付する厚生年金基金の掛金を各月の給与から控除されることになるが、「ねんきん定期便」の保険料納付額欄には、国に納付する厚生年金保険料額のみを記載することになっている。

ところで、請求者から提出された請求期間に係る給料支払明細書を見ると、当該明細書の控除欄には、「厚生年金」と「厚生年金基金」の項目欄がそれぞれ設けられており、当該明細書の全ての月において、「厚生年金」と「厚生年金基金」の各項目欄に金額が記載されていることから、「厚生年金」の項目欄には、事業主が届け出たオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額が、「厚生年金基金」の項目欄には、同オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金基金の掛金額が、それぞれ記載されるものと考えられるところ、「厚生年金」の項目欄に記載されている金額は、請求者の主張どおり、当該明細書の全ての月において、請求者に係る「ねんきん定期便」に記載されている各月の保険料納付額より高い額である。

しかしながら、前述の給料支払明細書の「厚生年金」の項目欄に記載されている金額を確認すると、当該金額は、当該明細書の全ての月において、請求者の請求期間に係るオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致せず、一方、当該金額は、当該オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料相当額及び当該オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金基金掛金相当額を合算した額と同額である上、また、当該「厚生年金」の項目欄に記載されている金額から当該基金掛金相当額を差し引いた額は、請求者に係る「ねんきん定期便」に記載されている保険料納付額と同額であることから、請求期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたものと推認される。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報

酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を請求期間の標準報酬月額として認定することとなるところ、前述の各給料支払明細書の支給合計欄に記載されている各月の報酬月額に見合う標準報酬月額は、当該明細書のほとんどの月において、請求者の請求期間に係るオンライン記録の標準報酬月額より高い額となるものの、前述のとおり、当該全ての月において、当該明細書により推認される厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、請求者の請求期間に係るオンライン記録の標準報酬月額と同額である。

また、前述の給料支払明細書の「厚生年金基金」の項目欄に記載されている金額は、当該明細書の全ての月において、前述の厚生年金基金の掛金額と一致しておらず、当該掛金額の半額相当額であるところ、A社に係る閉鎖事項全部証明書によると、同社は平成23年7月31日に解散している上、オンライン記録によると、請求期間当時の同社における給与及び社会保険事務の責任者であったとされる元事業主は死亡しており、後任の元事業主に照会したが回答が無いことから、当該明細書の「厚生年金基金」の項目欄に記載された金額の内容等について、元事業主等に確認することができない。

さらに、請求期間当時のA社における経理担当者であったと請求者が記憶する元同僚は、「私は給与や社会保険事務には関与していなかった。」旨陳述しており、当該元同僚が、給与及び社会保険事務の担当者であったと記憶する元同僚も、「当時のことは記憶に無い。」旨陳述している上、請求者は、ほかの元同僚への照会は控えてほしい旨希望していることから、前述の給料支払明細書の「厚生年金基金」の項目欄に記載された金額の内容等について、事務の担当者、元同僚等に確認することもできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501025号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600052号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年4月1日から平成10年8月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうちの請求期間について、標準報酬月額が9万8,000円になっているが、当該標準報酬月額は、実際の給与額より低い額である。

調査の上、請求期間の標準報酬月額の記録を見直ししてほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成7年4月1日から平成9年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者のA社における当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、平成9年6月24日付けで、平成7年4月1日に遡って9万8,000円に減額訂正されており、平成9年10月1日の定時決定の日まで同額のまま継続している。

また、B年金事務所から提出されたA社に係る滞納処分票によると、同社は、請求期間当時において社会保険料を滞納している上、オンライン記録によると、請求者のほか3人の厚生年金保険の標準報酬月額が、請求者と同様に、平成9年6月24日付けで、平成7年4月1日に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、請求者は、請求期間において同社の代表取締役である。

また、請求者は、経理や社会保険の実務は全て経理担当者に任せており、前述の標準報酬月額の見直し及び減額訂正については、全く知らなかった旨主張しているが、A社の元役員は、「請求者は、代表取締役として、経理や社会保険の事務を含め、会社の業務の全てを取り仕切っていた。」旨、同社の元従業員は、「経理担当者が、社長であった請求者の許可無く勝手に、請求者の報酬月額を減額する旨の届出を行うようなことはあり得ないと思う。」旨をそれぞれ陳述しており、請求者の代表取締役としての地位及び役割を勘案すると、当該見直し及び減額訂正について、代表取締役である請求者が一切関与していなかったとは認められない。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与したと考えられることから、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求期間のうち、平成7年4月1日から平成9年10月1日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

次に、請求期間のうち、平成9年10月1日から平成10年8月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者のA社における当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、平成9年10月1日の定時決定が、同日付けで、9万8,000円と決定されており、見直し及び減額訂正されるなどの不自然な点は見当たらず、前述の見直し及び減額訂正との直接的な関係をうかがわせる

事情も見当たらない。

また、オンライン記録によると、A社は、平成18年9月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求者の当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について、事業所に確認することはできない。

さらに、A社の元役員を含む複数の元同僚は、いずれも「請求者の請求期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額については不明である。」旨回答しており、請求者の当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について、これらの者に確認することはできない。

このほか、請求者が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間のうち、平成9年10月1日から平成10年8月1日までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、厚生年金保険の保険料納付義務を事業主が履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、前述のとおり、請求者は、請求期間においてA社の代表取締役である上、同社の元役員は、「請求者は、代表取締役として、経理や社会保険の事務を含め、会社の業務の全てを取り仕切っていた。」旨陳述していることから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定されている「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められ、請求期間のうち、平成9年10月1日から平成10年8月1日までの期間について、仮に請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたとしても、厚生年金特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501080号
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第1600002号

第1 結論

昭和43年3月11日から昭和45年3月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年3月11日から昭和45年3月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社(現在は、B社)に勤務した請求期間について、脱退手当金の支給済期間となっている。

しかし、私は、脱退手当金の請求手続をした記憶は無く、脱退手当金は受け取っていないので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金計算書が現存しているところ、当該裁定請求書には、請求者の旧姓及び請求者が陳述する実家の住所等が記載されている上、A社における請求者に係る昭和45年分退職所得の源泉徴収票が添付されており、脱退手当金計算書には、「小切手交付済」の押印があり、当該計算書に記されている脱退手当金額はオンライン記録の脱退手当金支給額と一致している。

また、前述の脱退手当金計算書には、脱退手当金の払渡店として、郵便局名が記されているところ、当該郵便局は、請求者が婚姻するまで住んでいた実家の近くに所在していたとする郵便局である。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の請求者の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が有るとともに、請求期間に係る脱退手当金について、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、請求者が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。